

詔書

茲ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ明治天皇

明治ノ初國是トシテ五箇條ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。曰ク、

一、広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ

一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一、官武一途庶民ニ至ル迄

各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

一、旧來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

勅旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。

朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス。

須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、

旧來ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、

官民拳ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、

以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ。

大小都市ノ蒙リタル戦禍、罹災者ノ艱苦、

産業ノ停頓、食糧ノ不足、

失業者増加ノ趨勢等ハ真ニ心ヲ痛マシムルモノアリ。

然リト雖モ、我國民ガ現在ノ試煉ニ直面シ、

且徹頭徹尾文明ヲ平和ニ求ムルノ決意固ク、

克ク其ノ結束ヲ全ウセバ、独リ我國ノミナラズ全人類ノ為ニ、

輝カシキ前途ノ展開セララルコトヲ疑ハズ。

夫レ家ヲ愛スル心ト國ヲ愛スル心トハ

我國ニ於テ特ニ熱烈ナルヲ見ル。

今ヤ實ニ此ノ心ヲ拡充シ、人類愛ノ完成ニ向ヒ、

献身的努力ヲ効スベキノ秋ナリ。

惟フニ長キニ亘レル戦争ノ敗北ニ終リタル結果、

我國民ハ動モスレバ焦躁ニ流レ、

失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ。

詭激ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰ヘ、

為ニ思想混乱ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘズ。

然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、

常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。

朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ、

終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、

單ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。

天皇ヲ以テ現御神（アキツミカミ）トシ、

且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、

延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ

架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。

朕ノ政府ハ國民ノ試煉ト苦難トヲ緩和センガ為、

アラユル施策ト經營トニ万全ノ方途ヲ講ズベシ。

同時ニ朕ハ我國民ガ時艱ニ蹶起シ、当面ノ困苦克服ノ為ニ、

又産業及文運振興ノ為ニ勇往センコトヲ希念ス。

我國民ガ其ノ公民生活ニ於テ團結シ、相倚リ相扶ケ、

寛容相許スノ氣風ヲ作興スルニ於テハ、

能ク我至高ノ伝統ニ恥ヂザル真価ヲ發揮スルニ至ラン。

斯ノ如キハ實ニ我國民ガ人類ノ福祉ト向上トノ為、

絶大ナル貢献ヲ為ス所以ナルヲ疑ハザルナリ。

一年ノ計ハ年頭ニ在リ、

朕ハ朕ノ信頼スル國民ガ朕ト其ノ心ヲ一ニシテ、

自ラ奮ヒ自ラ励マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ。

御名 御璽

昭和二十一年一月一日

内閣總理大臣 兼第一復員大臣 第二復員大臣

男爵 幣原喜重郎

司法大臣 岩田宙造

農林大臣 松村謙三

文部大臣 前田多門

外務大臣 吉田茂

内務大臣 堀切善次郎

國務大臣 松本丞治

厚生大臣 芦田均

國務大臣 次田大三郎

大藏大臣 子爵 渋沢敬三

運輸大臣 田中武雄

商工大臣 小笠原三九郎

國務大臣 小林一三